

行政改革大綱の推進体制と進捗管理

行政改革大綱の推進体制

行政改革大綱に係る取組の推進にあたり、行政改革推進本部において毎年度、進捗管理を行います。

また、行政改革の実効性を高めるとともに、開かれた行政改革を推進するため、行政改革推進委員会により進捗状況を監視するとともに、推進委員会の評価・提言を尊重し、効果のある行政改革を推進します。

